

公益社団法人 日本山岳会東京支部規約（案）

2025 年 4 月 16 日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 本支部は、公益社団法人 日本山岳会東京支部（以下「本支部」という。）と称し、英文名を Tokyo Section of The Japanese Alpine Club とする。

（事務所と支部地域）

第2条 本支部は、事務所を 東京都千代田区四番町 5 番 4 サンビューハイツ四番町 に置く。
2. 本支部の地域は、主として東京都 23 区内とする。

第2章 目的と事業

（目的）

第3条 本支部は、公益社団法人 日本山岳会（以下「本会」という。）定款と支部に関する規程に基づき、定款第 3 条に定める活動を本会と一体として行うことを目的とする。

（事業）

第4条 本支部は、前条の目的を達成するため、次に示す事業を行う。

- (1) 安全登山の啓発推進
- (2) 山岳文化の伝承普及
- (3) 山岳環境の保全保護
- (4) 多様化する登山者層へのサポート
- (5) 会員のための推進事業
- (6) その他、目的達成に必要な事業

第3章 本支部の構成員 及び それに準ずる者

（本支部の構成員）

第5条 本支部の構成員（以下「支部員」という。）は、本会の会員及び準会員で、本支部の目的に賛同し、本支部の定める支部費を納める個人または団体とする。

（以下、この規約及び細則に記載される役職や会議および手続き等について、別記の無い限り全て本支部の役職や会議および手続き等を指すものとする。）

（準会員及び支部員に準ずる者）

2. 準会員及び支部員に準ずる者は別に定める。

（資格喪失）

第6条 支部員の入部と資格変更は、本会定款の定めによる。

（本支部からの退部）

第7条 支部員が本支部から退部を希望するときは、支部長に退部届を提出すること。

2. 支部員費の未納が1年以上経過した者は、退部したものとする。

第4章 運営

(運営)

第8条 本支部の運営は本会の理念に則って運営される。

2. 本支部の運営は支部員全員で行う。
3. 本支部の運営及び第4条に基づく事業を行うため運営チームを置く。
4. 運営チームは役員会の議決によって設置・廃止される。
5. 運営及び運営チームの細則は別に定める。

第5章 役員

(役員)

第9条 本支部には次の役員を置く。

- (1) 役員は、支部長1名、副支部長1名、運営チームのリーダー及びサブリーダー、監事1名以上、とする。
- (2) 運営チームのリーダーのうち1名を事務局長とする。

(役員を選任)

第10条 前条の役員は、支部員のうちから互選によって選出し、支部総会で承認を求める。

2. 支部長は、選出後、本会理事会の承認を求める。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本支部の業務を掌握し、本支部を代表する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が業務を遂行できない場合は代行をする。
- (3) 役員は、役員会を組織して支部総会の権限に属する以外の事項を議決して執行する。
- (4) 監事は、支部の業務と会計を監査し、支部総会に報告する。

(役員会)

第12条 役員会は、原則として月1回行う。

2. 議長は、原則として運営チームのリーダーとする。
3. 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは再審議とする。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は2年とし、連続して2任期を超えて選任することができない。

ただし、2任期目に初めて支部長に選任された役員は3任期目の選任をすることができる。

2. 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第6章 支部総会

(支部総会)

第14条 支部総会は、支部員で構成し、毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に、支部長が招集する。

(臨時支部総会)

第15条 臨時支部総会は、役員が必要と認めたときに招集することができる。

2. 支部長は、支部員の5分の1以上から付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合は、30日以内に臨時支部総会を招集しなければならない。

(支部総会の議長)

第16条 支部総会の議長は原則として支部長とする。ただし、支部長は役員から議長を指名することができる。臨時支部総会の議長は支部員の互選で定める。

(支部総会の招集)

第17条 支部総会の招集は、開催日より10日以上前に付議する事項を支部員に通知する。

(支部総会の定足数と議決)

第18条 支部総会は支部員の2分の1以上の出席で成り立つものとする。ただし、当該議事について書面または電子的な手続きにて、あらかじめ意思を表示したものは出席とみなす。

2. 支部総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(支部総会の議決事項)

第19条 次の各号に掲げる事項は、支部総会の議決を経て承認される。

- (1) 事業報告、会計報告、事業計画及び予算
- (2) 規約の変更
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) その他、役員会で必要と認めた事項

(支部総会の決議事項の報告)

第20条 支部総会の決議事項等は、支部員に通知する。

2. 支部長は、前条記載の事項を支部総会終了後速やかに本会会長に報告する。

第7章 会計

(費用と本会への報告)

第21条 本支部の運営に関する費用は、支部員費、本会からの運営交付金と事業補助金（以下「本会からの交付金等」という。）、補助金、助成金と寄付金、事業に伴う収入と資産から生じる運用益を以って充当する。

2. 本会からの交付金等に関する事業計画（案）と収支予算（案）については、役員会で承認し、本会で定めた期日までに本会に提出する。
3. 第1項の会計処理で、本会からの交付金等、補助金、助成金と寄付金等については、本会と一体的な会計処理を行う。
4. 第1項の会計処理で、事業の遂行上必要とする場合には、一般会計とは別に、特別会計または基金を設けて処理することができる。

(支部員費)

第22条 支部員費については別に定める。

2. 支部員に準ずる者については別に定める。

(会計年度)

第23条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更と解散

(規約の変更)

第24条 この規約は、支部総会で出席者の3分の2以上の議決によって変更することができる。

(任意解散)

第25条 本支部は、支部員の3分の2以上の同意により解散することができる。

(本会理事会の審議による解散)

第26条 本支部は、本会「支部に関する規程」第15条の規程により解散する場合がある。

第9章 補則

(重要事項の変更)

第27条 本支部の名称と支部地域の変更等重要事項の変更については、本会理事会の承認を得ること。

(施行細則)

第28条 この規約についての細則は、役員会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この規約は、2025年4月16日の東京支部の設立総会で承認、制定され、同日から施行する。

(規約管理責任者：東京支部支部長)